



長野県報

7月1日(月)
令和元年
(2019年)
第17号

目次

規則

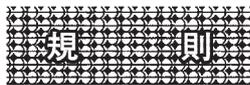
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	1
県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則(道路建設課)	2

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出(地域福祉課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課)	4
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課)	5
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(地域福祉課)	5
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	6
公共測量の実施(建設政策課)	6
平成4年長野県公安委員会告示第3号(長野県暴力追放運動推進センターの指定に関する告示)の一部改正(組織犯罪対策課)	6
暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく指定を受けた者の事業を行う事務所の所在地変更の届出(組織犯罪対策課)	6
参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日(選挙管理委員会)	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	7
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	11
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	11



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和元年7月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第4号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(37)のソを同タとし、同セの次に次の事項を加える。

ソ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第4条第1項の規定による届出の受理
 - (イ) 第4条第2項の規定による変更及び廃止の届出の受理
 - (ウ) 第8条第1項の規定による許可
 - (エ) 第8条第3項の規定による協議
 - (オ) 第9条第1項の規定による届出の受理
 - (カ) 第9条第2項の規定による命令
 - (キ) 第10条第2項の規定による命令
 - (ク) 第13条第1項の規定による申請の受理
 - (ケ) 第18条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査等
 - (コ) 第18条第2項の規定による土地への立入り
 - (サ) 第18条第3項の規定による通知
 - (シ) 第18条第8項の規定による協力要請
 - (ス) 附則第2条第1項の規定による届出の受理
 - (セ) 附則第2条第2項の規定による変更の届出の受理
- 別表第3の3中「同(37)のロ(検査に限る。)」の次に「及びソの(ク)

から(シ)まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 課

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年7月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第5号

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則（平成25年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第6項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全か

つ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。）」を加える。

第43条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

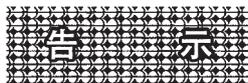
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道については、この規則による改正後の県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

道路建設課



長野県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふたば湖南薬局	諏訪市湖南5932-1	平成31年2月1日
医療法人團康会 軽井沢圏クリニック	北佐久郡軽井沢町大字長倉4417-5	平成30年11月1日
蟻ヶ崎とをしや薬局	松本市蟻ヶ崎6丁目23-6	平成31年4月1日